

一般財団法人愛知県建築住宅センターBELS評価申請審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第10条に基づき、BELS評価申請審査料金について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）BELS評価業務規程」第12条に定める評価業務の申請料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

一 住宅の料金は、下記による。

(税込) 単位：円

建築物の種類			料金
一戸建住宅			41,800
一戸建住宅（木造以外及び混構造）			59,400
共同住宅等（重ね建て、連続住宅、併用住宅を含む）	住戸のみの 依頼の場合	1 住戸	59,400
		2 戸以上 10 戸以下	$70,400 + 4,400 \times M$
		11 戸以上 20 戸以下	$102,300 + 3,300 \times M$
		21 戸以上	見積り
	住棟全体の 依頼の場合	2 戸以上 10 戸以下	$78,100 + 4,400 \times M$
		11 戸以上 20 戸以下	$108,900 + 3,300 \times M$
		21 戸以上	見積り

※ Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類（当該業務が求める性能値を有するもの）のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は16,500円、共同住宅等は上記各料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ 住宅性能証明書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤ 性能向上計画認定技術的審査適合証
- ⑥ フラット35設計検査に関する通知書
- ⑦ 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ⑧ 建築確認済証（ただし、センターで省エネ基準の審査をおこなったものに限る）

※ 共同住宅等の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とする。

二 非住宅建築物の料金は、下記による。

(税込) 単位：円

	延べ面積	用途区分		
		ホテル、病院、集会所等	工場等	左記以外の建築物
モデル建物法	100㎡以下	70,400	35,200	63,800
	100㎡を超え200㎡以下	88,000	44,000	81,400
	200㎡を超え300㎡以下	143,000	55,000	101,200
	300㎡を超え500㎡以下	165,000	66,000	114,400
	500㎡を超え1,000㎡以下	187,000	72,600	129,800
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	257,400	77,000	171,600
	2,000㎡を超え3,000㎡以下	343,200	132,000	301,400
	3,000㎡を超え4,000㎡以下	371,800	143,000	330,000
	4,000㎡を超え5,000㎡以下	387,200	176,000	358,600
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	444,400	231,000	400,400
	10,000㎡を超え20,000㎡以下	530,200	264,000	486,200
	20,000㎡を超え50,000㎡以下	715,000	363,000	629,200
標準入力法 (主要室入力法を含む)	100㎡以下	211,200	105,600	191,400
	100㎡を超え200㎡以下	264,000	132,000	244,200
	200㎡を超え300㎡以下	429,000	165,000	303,600
	300㎡を超え500㎡以下	495,000	198,000	343,200
	500㎡を超え1,000㎡以下	561,000	217,800	389,400
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	772,200	231,000	514,800
	2,000㎡を超え3,000㎡以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000㎡を超え4,000㎡以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000㎡を超え5,000㎡以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000㎡を超え20,000㎡以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000㎡を超え50,000㎡以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※ 延べ面積は建築基準法の規定による。

※ 延べ面積が 50,000 ㎡を超える場合は、別途見積りとする。

※ 上記以外の評価方法の場合の料金は、別途見積りとする。

※ 上記用途区分の詳細については、別に定める。

※ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る評価の料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用する。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類（当該業務が求める性能値を有するもの）のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ② 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 性能向上計画認定技術的審査適合証

三 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物の料金は、一号及び二号で算出した料金を合計した料金とする。

四 評価対象に住宅系以外の2種類以上の用途を含む複数用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計金額とする。

五 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の2分の1（100円未満切捨て）を加算した額とする。

2 センターで評価書が交付された後の新築等工事途中に行う計画の変更に伴う変更申請の料金は、第1項各号に掲げる料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、評価書に表示する内容の誤記修正等の場合は、6,600円とする。

（その他料金）

第3条 その他、BELS評価業務に係る料金は、下記による。

（税込）単位：円

区分	料金
評価書の再発行	1通につき $5,500 + 1,100 \times (M-1)$
BELSプレート	実費相当額

※ Mは再発行の対象となる住戸の数とする。

（料金の減額）

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

（その他）

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途見積りとする。

(附則)

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。